

令和7年8月1日

事業主 殿

一般社団法人佐久労働基準協会
会 長 小宮山 完治

クレーン運転（含床上操作式）の 業務に係る特別教育のお知らせ

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の定めるところにより、事業者は吊り上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務に就かせるときは、当該労働者に対し法定の特別教育を行わなければならないことが義務付けられております。

この度当協会では「クレーン運転（含床上操作式）の業務に係る特別教育」を、事業主に代わって下記により行います。つきましては、当該業務に従事する労働者がいる場合は受講されますようご案内申し上げます。

- （注意）1、吊り上げ荷重0.5トン以上5トン未満のクレーン運転の業務については、免許又は技能講習修了証（床上操作式のみ）・特別教育修了証を所持していなければ就業させることが出来ないことになっています。
- 2、移動式クレーン技能講習修了証等では、5トン未満のクレーンの運転は出来ません。

記

1 開催日時

日 時	科 目	場 所
10月10日（金）	学 科	佐久地区トラック研修会館
10月11日（土）	学 科 実 技	佐久地区トラック研修会館 （株）柳澤鐵工所

1日目	受 付	8時45分～8時55分
	開 講	9時00分
2日目	受 付	8時15分～8時25分
	開 講	8時30分

2 受講料 会 員 1 名 11,000 円 消費税 10%1,100 円 計 12,100 円
非 会 員 1 名 14,000 円 消費税 10%1,400 円 計 15,400 円

3 テキスト代 1 冊 1,550 円 消費税 155 円 計 1,705 円

4 定 員 60 名

5 申込期限 令和7年 9月 26日 (金)

別紙申込書により、受講料、テキスト代を添えて申込願います。

受講申込後の取消しは10月3日(金)までとし、その後の取り消し及び講習会当日の欠席者には受講料の返還は出来ませんので ご了承下さい。

また、受講者を変更する場合も10月3日までにお願いいたします。

6 講習科目及び時間 (講師の都合により変更することがあります)

第1日目

関係法令	1 時間
クレーンに関する知識	3 時間
原動機及び電気に関する知識	3 時間

第2日目

クレーン運転のために必要な力学に関する知識	2 時間
クレーンの運転のための合図 (実技)	1 時間
クレーンの運転 (実技)	3 時間

7 講 師

(一社) 長野県労働基準協会連合会講師	荻原幸則氏
(一社) 佐久労働基準協会講師	神津勝郎氏
(一社) 佐久労働基準協会講師	須藤 馨氏
(一社) 佐久労働基準協会講師	多田耕三氏

8 修 了 証

全科目修了者にはクレーン特別教育修了証を交付します。

9 そ の 他

(1) 第1日目は筆記用具をご持参下さい。

(2) 第2日目は作業のできる服装 (安全靴、ヘルメット、軍手) で出席してください。

(3) 実技会場の詳細については、第一日目にお知らせします。

10 申 込 先 〒384-0017 小諸市三和1-4-7

(一社) 佐 久 労 働 基 準 協 会

TEL 0267-22-3841 FAX 0267-25-1008

クレーン運転(含床上操作式)業務に係る 特別教育受講申込書

10月10日・11日

ふりがな 氏 名			佐久	受講番号
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現 住 所	〒			

上記のとおり受講料・テキスト代を添えて申し込みます。

年 月 日

事業場所在地 〒

事業場名

事業主名

申込担当者名

TEL

FAX

(一社) 佐久労働基準協会

会長 小宮山 完治 殿

会員 12,100 円 非会員 15,400 円 テキスト 1,705 円 年 月 日領収

ご記入いただきました個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習会以外の目的には使用いたしません。

受講者氏名を記入し、切り取らずにこのままお申し込みください

クレーン運転(含む床上操作式)業務に係る特別教育受講票

受講番号	受講者氏名	場 所
佐久		1 日目 佐久地区トラック研修会館 2 日目 佐久地区トラック会館・榑柳澤鐵工所

※ 1 日目 8 時 45 分～8 時 55 分、2 日目 8 時 15 分～8 時 25 分までに受付し、
受講番号の席について下さい

10 月 10 日	10 月 11 日